



(8) 種類株式について②

第 133 号

公認会計士 長谷川佐喜男

前回の(1)議決権制限株式、(2)拒否権付株式に続き、今回もそのほかの種類株式について見ていきたいと思えます。

(3) 取得条項付株式

取得条項付株式とは、株式会社が、株主の同意なしに、一定の事由が生じたことを条件として、株主の有する株式を取得することができる内容の株式をいいます。

株式会社は、その取得の対価として、株式会社の社債、株式その他の財産を株主に交付することを定款で定めておくことができます。

取得の対価が現金である場合には、旧商法におけるいわゆる随意償還株式のうち株式会社がその償還を請求することができるものに該当します。また、取得の対価が株式会社の他の種類の株式である場合には、旧商法における強制転換条項付株式に該当します。

取得条項付株式は、これらを整理し、社債やその他の財産を対価とすることも認めました。

株式会社は、その発行する株式のすべてを取得条項付株式にすることも、その一部のみを取得条項付株式にすることもできます。

普通株式に取得条項を付するためには、株式の内容の変更に係る定款変更が必要となりますが、この定款変更には、普通株式の株主全員の同意が必要となります。

例えば、一定の事由が生じた時に議決権を行使させたくない場合に、普通株式を強制的に議決権制限株式に転換できるようにしておくといったことが考えられます。

(4) 全部取得条項付種類株式

全部取得条項付種類株式とは、2以上の種類の株式を発行する株式会社における、そのうちの1つの種類の株式の全部を株式会社が株主総会の特別決議により取得することができる旨の定款の定めがある種類の株式をいいます。

株式会社が株主全員からその有する株式を取得しようとする場合に、常に株主全員の同意が必要であるとすると、いわゆる100%減資等の実施を円滑に行うことができないこととなります。

そこで、会社法においては、その取得については株主総会の特別決議を必要とするとともに、取得対価に不服のある株主については裁判所に対する価格決定請求権を与えることにより、株主全員の同意を得なくても株式の全部の取得を可能とし、取得される株主の利益も保護することができる全部取得条項付種類株式が設けられました。

普通株式に全部取得条項を付するためには、株式の内容の変更に係る定款変更をするために、株主総会の特別決議が必要となるほか、全部取得条項を付される種類株式の種類株主総会の特別決議が必要となります。

また、これに反対する種類株主については、その利益を保護するため、株式買取請求権が与えられています。